

左上腕骨近位端骨折後に関節可動域制限が残存しながらも代償動作により洗髪動作の獲得に至った一例

○和田 裕大 (OT)
琵琶湖中央リハビリテーション病院

【はじめに】

上腕骨近位端骨折を呈した 80 代男性に対して医師の指示の下、漸次的に運動制限を解除して関節可動域制限が残存しながらも洗髪動作の再獲得に至った症例を報告する。本報告に際し本人様の承諾、当院倫理委員会の承認を得た。

【症例紹介】

A 氏、80 代男性、診断名は左上腕骨近位端骨折であり、現病歴は X 年 Y 月 Z 日長女の訪問時に玄関を開けようとして転倒した。転倒後に左肩の疼痛にて Z +1 日目に受診、左肩骨折の診断で三角巾固定となり自宅退院した。帰宅後も疼痛で体動困難の為、再度受診、Z +8 日に当院で左上腕骨近位端骨折と診断、保存療法で加療し入院となった。CT 上に上腕骨頭・上腕骨頸部に骨折線の造影あり、Neer 分類は 2-part 骨折であった。

【評価】

三角巾とバストバンドで左上肢を固定、左上肢動作時に上腕近位部～肘部にかけて疼痛を認めた。Z +48 日での関節可動域（以下 ROM、自動/他動）は左肩関節屈曲 60° /75° (P) 外転 60° /80° 外旋 30° /40° 肘・手関節に制限を認めなかった。

【介入方法】

本人様より「自分のことが自分で出来る様になってから帰りたい」と訴えあり、長期目標は上衣の更衣・洗髪動作自立し在宅復帰、短期目標は頭頸部へのリーチ動作の再獲得とし、2 週間ごとに医師に指示を受け介入した。入院時より三角巾とバストバンド固定、仮骨が形成されるまで肩甲上腕関節運動は禁忌、仮骨形成まで良肢位指導、拘縮予防指示があった。Z +44 日、仮骨形成認めバストバンド除去、訓練内容に肘関節 ROM、振り子・ワイピング運動、自動可動域訓練追加指示あり。Z +62 日、洗顔動作を両手協調的に使用し可能とな

った。Z +72 日、骨癒合確認され、装具除去指示あり。訓練内容に他動可動域訓練、筋力増強訓練指示あり。Z +75 日、更衣動作が自立したが洗髪動作は困難さが残存した。左肩甲上腕関節の可動域制限の代償として肩甲骨可動範囲拡大を目的に前鋸筋筋力増強訓練を開始した。Z +85 日、洗髪ではシャワーをシャワーフックに固定して両手を用い、代償動作として体幹右回旋、右側屈、頸部屈曲して動作練習を実施した。洗髪範囲は前額面、左側頭部のみ可能、Z +102 日、洗髪可能範囲が頭頂部まで拡大した。

【結果】

Z +105 日での ROM は左肩関節屈曲 90° /100° 外転 70° /90° 外旋 30° /40° で、腫脹・動作時疼痛が消失した。洗髪時にはやりにくさの訴えなど認めず、両手で円滑に動作が可能となった。

【考察】

鶴木ら 1) は屈曲・外転の制限因子として下方関節包との間に最も強い相関を示すと述べており、本症例において左肩関節屈曲 ROM が 100° にとどまった事は固定期間の長期化により下方関節包の変性に伴う関節軟部組織性拘縮が生じたと考える。その為、自動での左肩関節屈曲可動域は 90° に留まったが頸部・体幹・肩甲帶の代償動作を用いた洗髪動作が円滑に可能になったと考える。

【引用文献】

- 1) 鶴木恵、PT ジャーナル Vol. 54No. 5、2022